平成２４年（フ）第４１４２号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目38番７号松澤方、住民票上の住所大阪府摂津市千里丘東１丁目14番22号
破産者　江並　直高
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１８１号
大阪府寝屋川市香里北之町17番６号
破産者　森　　数美
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２１６号
大阪府吹田市片山町４丁目49番１号
破産者　川崎　良二
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７号
大阪府吹田市佐竹台１丁目１－１　ブランズ南千里814、住民票上の住所堺市堺区西湊町４丁３番28号
破産者　川崎　先和
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３０４号
大阪府松原市東新町２丁目155－６、開始時の住所大阪府松原市阿保２丁目32番地の９
破産者　佐々野昌行
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４７２号
堺市南区原山台５丁３番３―212号
破産者　三好　元重
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
堺市堺区松屋町２丁45番地
破産者　川端商店こと　川端　宏一
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
兵庫県南あわじ市松帆古津路652番地１　シーメゾン301号
破産者　米田鋳造所こと　米田　充茂
1　決定年月日　平成24年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第５３５号
埼玉県熊谷市上之2052番地４
破産者　細井　聡彦
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６１号
埼玉県深谷市東方1944番地
破産者　柴崎　秀夫
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２０３３号
神奈川県藤沢市善行７丁目８番26―102号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市大庭8270番地の21
破産者　小南紀美代
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４９２号
川崎市中原区新城中町17番14号　エクセレント302
破産者　細井　　篤
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６２号
横浜市神奈川区西大口48アパートコスモス203、住民票上の住所横浜市神奈川区西寺尾３丁目18番25―305号
破産者　小川　恭央
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６７３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台17番２―205号
破産者　佐野　和代（旧姓丹所）
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７２１号
横浜市青葉区市ケ尾町397番地１　ハイツ楓Ｂ―102号室
破産者　安食　良彦
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７７１号
横浜市西区宮ケ谷25番地２　三ツ沢ハイタウン１号棟412号
破産者　渡邉　信一
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１号
愛知県名古屋市中川区高畑４丁目143番地　アネックス高畑801号
破産者　細江塗装工業こと　細江　國男
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第６１号
岐阜県可児郡御嵩町中812番地100
破産者　佐藤　一彦
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１０７３号
広島市安佐南区中須１丁目35番１―503号
破産者　鈴木　純一
1　決定年月日　平成24年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部